

香美町農業委員会総会(第7回)議事録

- 1 開催日時 令和5年9月26日(火) 9:30~10:30
- 2 開催場所 香美町役場 3階 庁議室
- 3 出席農業委員(14人)
 - 会長 1番 古川 功兒
 - 会長職務代理者 2番 吉川 正人
 - 委員 3番 白岩 寧
 - 4番 小谷 直美
 - 5番 山本 薫
 - 6番 橋本 幸長
 - 7番 前田 精一
 - 8番 米田 和弘
 - 9番 田中 一馬
 - 10番 北村 宏明
 - 11番 文堂 福一
 - 12番 田中 憲二
 - 13番 岡田 久志
 - 14番 井上 竹雄
- 4 欠席農業委員(0人)
- 5 出席農地利用最適化推進委員(9人)
 - 1番 吉田 栄雄
 - 2番 高田 勝
 - 3番 青山 政行
 - 4番 福田 好美
 - 5番 小林 隆夫
 - 6番 岡 昭三
 - 7番 田野 豊博
 - 9番 毛戸 誠
 - 副代表 10番 本上 純也
- 6 欠席農地利用最適化推進委員(1人)
 - 代表 8番 東垣 泰彦
- 7 議事日程
 - 第1 会期の決定 9月26日 1日間
 - 第2 議事録署名委員の指名
 - 第3 報告 (1)農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 - 第4 議案第19号 非農地証明願承認について
 - 第5 議案第20号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について
 - 第6 議案第21号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
 - 第7 議案第22号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見について
- 8 農業委員会事務局職員
 - 事務局長 福島 功
 - 事務局次長 榎 秀俊
 - 書記 中村 達也
- 9 会議の概要
 - 議長 日程第1 会期の決定を議題とします。お諮りします。会期は本日1日としてよろしいか。
(異議なし)
 - 議長 異議なしの声がありますので、会期は本日1日とします。
 - 議長 日程第2 議事録署名委員の指名をします。
本日の議事録署名委員は13番「岡田久志委員」と14番「井上竹雄委員」にお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
(異議なし)
 - 議長 異議なしの声がありますので、13番「岡田久志委員」と14番「井上竹雄委員」よろしくお祈りします。

議 長	日程第3 報告に入ります。 報告事項1番として、農地法第3条の3第1項の規定による届出を1件受け付けていますので、事務局に届出内容を朗読させます。
事務局	①届出者、②権利を取得した者の氏名等、③土地の表示等、④権利を取得した日、⑤権利を取得した事由、⑥農業委員会によるあっせん等の希望の順に朗読する。
議 長	事務局の朗読が終わりましたが、ご質問やご意見等はございませんか。 (質問・意見等なし)
議 長	ないようですので、届出を受理することとします。
議 長	日程第3 議案第19号「非農地証明願承認について」を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請人、利用状況、参考資料として議案資料①1ページから20ページです。
議 長	事務局の朗読が終わりました。それでは、議案第19号 番号1番の非農地証明願について、9月20日に現地調査委員であります「橋本幸長委員」と「前田精一委員」が現地調査をしていますので、「前田精一委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
7番	現地調査の報告をいたします。申請地の場所は、付近見取図をご覧ください。下の方が公立香住病院です。そこから海の方へ向かっていったところですが、現状は、現況写真のとおり住宅用地として使われており、隣接地も住宅でございました。以上が現地調査です。続きまして、申請内容の説明をいたします。申請地は、昭和40年代から宅地化されており、この度、売買の話があり地目変更登記をする必要があったための非農地証明願の申請となっております。以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。
議 長	「前田精一委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。 (質問・意見等なし)
議 長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第19号 番号1番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。
議 長	次に議案第19号 番号2番の非農地証明願について、9月20日に現地調査委員であります「橋本幸長委員」と「前田精一委員」が現地調査をしていますので、「前田精一委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
7番	申請場所は、付近見取図をご覧ください。近くに香住小学校があり、その香住小学校から南に10mほど行ったところですが、現場は現況写真のとおり、すでに住宅地の駐車場として使用されており、隣接地も住宅地であります。以上が現地報告です。続きまして申請内容の説明をいたします。申請地は、昭和20年頃から宅地化されており、この度、地目変更登記のため非農地証明願が提出されております。以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

	<p>議 長 「前田精一委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見等なし)</p> <p>議 長 質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議 長 異議なしと認めます。それでは、議案第19号 番号2番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。</p>
<p>議 長</p> <p>2番</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>次に議案第19号 番号3番の非農地証明願について、9月20日に現地調査委員であります「橋本幸長委員」と「前田精一委員」、担当委員の「吉川正人委員」が現地調査をしていますので、「吉川正人委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。</p> <p>失礼します。場所の方から説明します。柴山地区の上計集落です。大きな目印として柴山小学校がありまして、その道沿いを奥に200mほど行ったところの右手にございます。周囲はほぼ住宅地で、そこに平屋の家を建築中でした。申請地は昭和40年代から倉庫が建てられており、50年から60年経過する中で始末して平屋を建築するという際に田の地目が残っていたので、登記を整理するという意味で願い出を出されたということです。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>「吉川正人委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見等なし)</p> <p>質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>異議なしと認めます。それでは、議案第19号 番号3番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。</p>
<p>議 長</p> <p>3番</p> <p>議 長</p> <p>6番</p>	<p>次に議案第19号 番号4番の非農地証明願について、9月20日に現地調査委員であります「文堂福一委員」と「岡田久志委員」、担当委員の「白岩 寧委員」が現地調査をしていますので、「白岩 寧委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。</p> <p>報告させていただきます。農地でなくなったのは昭和40年代から住宅が建てられたためとなっております。地目変更登記のための申請です。付近見取図をご覧ください。こちらから行きますと、国道9号を走って行って、道の駅ハチ北の250mくらい手前に全但バスのバス停があり、そこを右折し町道を300mくらい行って、交差点を左折して100mくらい行ったところに現地があります。先ほど申しあげたとおり、宅地地番と共に昭和40年代から屋敷の一部となっているようです。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>「白岩 寧委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。</p> <p>このような案件は、農業委員会の非農地証明が無ければ相続ができないということでしょうか。</p>

事務局	<p>そんなことはないと思われます。この案件は、地目変更を急ぐ理由としては空家バンクのためだと聞いております。</p> <p>(質問・意見等なし)</p>
議長	<p>質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。それでは、議案第19号 番号4番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。</p>
議長	<p>日程第5 議案第20号「農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について」を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。</p>
事務局	<p>番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請人、転用目的、施設の概要、農地区分、参考資料として議案資料①21ページから26ページです。</p>
議長	<p>事務局の朗読が終わりました。議案第20号 番号1番の申請について、9月20日に現地調査委員であります「橋本幸長委員」と「前田精一委員」、担当委員であります「米田和弘委員」が現地調査をしていますので、「米田和弘委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。</p>
8番	<p>現地調査の報告をいたします。申請場所は、旧小学校から50m下がったところで、付近見取図を見ていただくと県道三川線の横になります。申請地の地目は農地ですが、遊休農地で荒れている状態です。字限図にあります隣接地の1つは申請者の原野で、他の隣接者、区長、農会長からは同意書をいただいております。里道、水路等の影響もないと思われます。申請内容は、申請者は当地区出身であり会社を定年退職しており、申請地を農地転用してログハウスを建築して、冬季を除いて永住したいとのことです。ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議長	<p>「米田和弘委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見等なし)</p>
議長	<p>質問や意見がないようですので、採決を取ります。議案第20号 番号1番の申請については、香美町農業委員会の可とする意見書を添えて知事に進達することとしてよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。それでは、議案第20号 番号1番の申請については、香美町農業委員会の可とする意見書を添えて知事に進達します。</p>
議長	<p>日程第6 議案第21号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。</p>
事務局	<p>番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、譲受人、譲渡人、転用目的、施設の概要、農地区分、参考資料として議案資料①の27ページから32ページです。</p>
議長	<p>事務局の朗読が終わりました。それでは、議案第21号 番号1番の申請について、9月20日に現地</p>

調査委員であります「橋本幸長委員」と「前田精一委員」が現地調査をしていますので、「前田精一委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。

7番 申請場所は、付近見取図で説明させていただきます。左側にJA香住支店があります。そこから東側に向かって200mほど行ったところで、申請地には数軒の方が家庭菜園をされていました。隣接地は全部宅地化されており、水路等の影響はないものと思われます。申請内容の説明をさせていただきます。譲受人は住宅用地を探しており譲渡人と合意したものです。なお、申請地は第3種農地で区長、農会長からも同意をいただいております。以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 「前田精一委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。

(質問・意見等なし)

議 長 質問や意見がないようですので、採決を取ります。議案第21号 番号1番の申請については、香美町農業委員会の「可」とする意見書を添えて知事に進達することとしてよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認めます。それでは、議案第21号番号1番の申請は、香美町農業委員会の「可」とする意見書を添えて知事に進達します。

議 長 日程第7 議案第22号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見について」を議題とします。農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更については、農業経営基盤強化促進法施行規則第2条により、農業委員会の意見照会を必要とします。それでは事務局に議案の朗読をさせます。

事務局 議案の朗読をする。

議 長 事務局の議案の朗読が終わりました。続きまして、農林水産課の担当に変更の内容について説明をさせます。

農林担当 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(案)」に基づき説明する。

議 長 担当からの説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんでしょうか。

(質問・意見等なし)

議 長 質問や意見等がないようですので、これより採決を取ります。議案第22号は原案のとおり決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認めます。それでは、議案第22号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見については、変更案のとおり異議なしとし、意見書を提出します。

議 長 以上で、審議について終わります。

議事録署名委員

㊟

㊟